

高額介護(介護予防)サービス費

介護保険では、サービスを利用したときの自己負担額（１割から３割）が高額とならないよう、世帯の課税状況及びその方の所得等に応じて、１か月の上限額が設定されています（下表）。

これを超えて支払った部分（保険適用分のみ）については、市に申請をしていただければ、高額介護（介護予防）サービス費として保険給付の支給を受けることができます。（新たに対象になる方には、適宜ご案内を送付しています。）

※１度申請をしていただくと２回目以降の申請は不要です。

○施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

* 高額介護(介護予防)サービス費の段階別自己負担額の上限額表（１か月当たり）

対 象 者	限度額
課税所得 690 万円（年収約 1, 160 万円）以上の方	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 （年収約 770 万円以上約 1, 160 万円未満）の方	93,000 円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税世帯の方	24,600 円（世帯）
・ 前年の合計所得金額＋課税年金収入額 が 80.9 万円以下の方等 ・ 老齢福祉年金受給者の方	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者	15,000 円（個人）